

浦河赤十字看護小規模多機能型居宅介護カンタキうらら

契約書
重要事項説明書

浦河赤十字看護小規模多機能型居宅介護カンタキウらら 契約書

(兼個人情報の利用に関する同意書)

(契約にかかる概要)

ふりがな 利用者氏名		男・女	生年月日	M T S H 年 月 日 (才)
住所	〒 — — TEL — —			
かかりつけ 医療機関名		受診の状況	1. 通院 /月 2. 往診 /月 3. その他 ()	
主な介護者	名前 () 続柄 () 1. 同居 2. 別居			
介護の協力者	1 氏名 続柄 () 連絡先 () 2 氏名 続柄 () 連絡先 ()			
利用料 介護保険	※別紙料金表をご参照ください。			
主な内容	<p>【通いサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の援助、健康状態の確認、機能訓練、送迎、入浴、食事、介護相談など <p>【宿泊サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護、入浴、排泄、離床、整容、着替え、食事、送迎、相談援助など <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護：食事、入浴、排泄などの身体介護、生活支援など ・訪問看護：病状や障害の観察、清潔の保持、食事や排泄などの日常生活援助、褥瘡の予防と処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症の看護、療養及び介護指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による処置など 			
その他サービス にかかる留意事項等	<p>※サービス提供上必要な個人情報を主治医・医療機関、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、市町村等関係機関に情報提供をすることがありますので、ご留意下さい。</p> <p>※お困りの事、苦情がありましたら管理者が承ります。</p> <p>※料金のお支払いは月まとめの翌月請求です。</p>			

以上の記載事項を確認し、別紙の重要事項説明書及び契約内容説明書の説明を受け、内容に同意の上、看護小規模多機能型居宅介護の利用契約をいたします。

令和 年 月 日

住 所 浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号
事 業 者 名 称 浦河赤十字看護小規模多機能型居宅介護カンタキウらら

管理者 横 山 孝 子 印

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名 印

令和 年 月 日

家族・代理人 氏 名 印
(続柄)

住 所

浦河赤十字看護小規模多機能型居宅介護カンタキうらら 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	浦河赤十字看護小規模多機能型居宅介護カンタキうらら
事業者番号	0193800273
法人種別	特殊法人（日本赤十字社）
事業者の所在地	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号
電話番号	0146-22-5219
事業の内容	看護小規模多機能型居宅介護サービス
管理者氏名	横山 孝子
職員の体制	管理者（看護師） 1名 介護支援専門員（看護師） 1名 看護師 3名（訪問看護ステーション兼務看護師 6名） 介護福祉士 6名

2. 事業の実施地域及び訪問時間

通常の事業の実施地域	浦河町
営業日	365日
営業時間	【通いサービス】 9:00～16:00 【宿泊サービス】 16:00～ 9:00 【訪問介護サービス】 9:00～16:00 【訪問看護サービス】 24時間体制 ※8:30～16:30以外の時間帯の送迎は家族対応となります。

3. 主なサービスの内容

看護小規模多機能型居宅介護サービス	<p>【通いサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活上の援助、健康状態の確認、機能訓練、送迎、入浴、食事、介護相談や助言など <p>【宿泊サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護、入浴、排泄、離床、整容、着替え、食事、送迎、相談援助など <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護：食事、入浴、排泄などの身体介護、生活支援など 訪問看護：主治医が訪問看護サービスの必要性を認めた場合に以下の内容を行います 病状や障害の観察、清潔の保持、食事や排泄などの日常生活援助、褥瘡の予防と処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症の看護、療養及び介護指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による処置など
看護小規模多機能型居宅介護計画	介護支援専門員が利用者様のニーズに合わせて、柔軟にサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。作成に当たっては、利用者様の同意を得たものを交付し、計画に沿ったサービスを提供します。

4. 利用料について

基本報酬	別紙料金表をご参照ください。
各種加算	
保険外料金	
送迎・交通費	料金はかかりません。

5. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡します。		
利用者の主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	名称	総合病院浦河赤十字病院
	院長名	大柏 秀樹
	所在地	浦河町東町ちのみ1丁目2番1号
	電話番号	0146-22-5111 (代表)
	診療科	内科・小児科・外科・産婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科 ・精神神経科・整形外科・放射線科・リハビリテーション科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	当事業者と協力医療機関は同じ法人
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

6. 協力体制

協力歯科医	名称	堤田歯科医院
	院長名	堤田 良二
	所在地	浦河町大通り
	電話番号	0146-22-2056

7. 個人情報の取扱いに関する事項

サービス提供等にかかる個人情報の利用について	<p>○連絡調整・会議等の際に、主治医・医療機関、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、関係機関等にサービス提供上必要と思われる個人情報を情報提供することがありますのでご注意ください。</p> <p>○利用者及びご家族の事情等により機密にしたい事項があれば、書面または口頭にてお申し出下さい。</p> <p>○主治医・医療機関、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、関係機関等には、法令上の守秘義務が課されています。</p>
------------------------	--

8. 苦情の対応

苦情申し立て窓口	<p>○利用時間 平日 午前8時35分～午後5時10分</p> <p>○利用方法 電話 0146-22-5219</p> <p>面接 浦河赤十字看護小規模多機能型居宅介護カンタキうらら</p> <p>○担当者 管理者 横山 孝子</p>
----------	--

9. 地域との密着と連携

運営推進会議の設置	<p>構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員、地域包括支援センターの職員、管理者など</p> <p>開催：概ね2ヵ月に1回</p> <p>会議録：記録を作成し、公表します。</p>
-----------	--

10. その他

事故発生時	<p>○迅速に必要な措置を行い、ご家族へ連絡します。</p> <p>○受診が必要になった場合は、町へ報告します。</p> <p>○原因究明と再発防止に努めます。</p> <p>○賠償すべき事案には、損害賠償に応じます。</p>
非常災害対策	<p>○災害発生時には適切な避難、措置を講じます。</p> <p>○避難訓練：年2回以上</p>
業務継続計画（BCP）	<p>○業務継続計画を策定し、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期に業務を再開します。</p> <p>○職員への周知・訓練：年1回以上</p> <p>○定期的に業務継続計画の見直し：年1回以上</p>
虐待の防止	<p>○虐待の防止のための委員会を定期的に開催します。</p> <p>○虐待防止のための方針を整備します。</p> <p>○虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。</p> <p>○虐待を防止するための研修会：年1回以上</p>
身体拘束	<p>緊急、やむを得ない場合を除き行いませんが、生命及び身体の保護が必要と判断した場合は、ご家族の同意を得て実施する場合があります。</p>
感染症対策	<p>マスク着用や手指衛生を行い、感染症の発生予防、蔓延防止に努めます。</p>
衛生管理	<p>感染防止の観点から、衛生管理上必要な対策を講じ、利用者様には検温等の体調管理、手指消毒などにご協力いただきます。</p>
従業者の就業環境の確保	<p>従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。</p>

浦河赤十字看護小規模多機能型居宅介護 カンタキうらら

契約内容

様（以下「契約者」という）と浦河赤十字看護小規模多機能居宅介護カンタキうらら（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から提供される看護小規模多機能型居宅介護サービスを受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう、通い・訪問・宿泊等のサービスを柔軟に組み合わせて、慣れ親しんだ職員と家庭的な雰囲気でごし地域住民との交流などを通じ、必要な日常生活の援助を受けながらその持てる能力に応じ、機能訓練および居宅においてより自立した生活を営むことができることを目的として、第4条に定める看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は別紙「重要事項説明書」及び「サービスの利用料金表」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約書の有効期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日の7日前までに契約者から文章による契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（看護小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者の管理者（以下「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に利用者の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または利用者もしくはその家族の要請に応じて、看護小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、利用者に対し説明し書面を交付、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）利用者の居宅に訪問して介護等を行う（以下、「訪問介護サービス」という）及び利用者の居宅に訪問して看護を行う（以下、「訪問看護サービス」という）事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者を支払うものとします。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、基本料金につきましては日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業者を支払うものとします。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 宿泊にかかる費用
 - (3) 看護小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用。
- 6 前5項に定めるサービス利用料金1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、事業者は、契約者に対して変更を行う1ヶ月前までに説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の責務

第8条（事業者及びサービス従業者の義務）

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、完結の日から2年間保存し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第10条（虐待防止のための措置等）

- 1 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための方策を整備します。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）に「よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第11条（業務継続計画<BCP>の策定等）

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定居宅介護支援（通い、泊り、訪問看護、訪問介護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業者は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第12条（感染症対策について）

事業者は、当該事業所において感染症の発生や、又は蔓延しないように、次の各号に上げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所内における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所内における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第13条（従業者の就業環境について パワハラ・セクハラ防止）

事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第14条（認知症介護基礎研修の受講）

事業者は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービス実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 16 条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(4) 契約者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 17 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 五章 契約の終了

第 18 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1) 契約者が死亡した場合

(2) 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援 1.2 または自立と判定された場合

(3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(5) 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約または解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 19 条 (契約者からの中途解約)

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 第 7 条第 3 項により本契約を解約する場合

(2) 契約者が入院した場合

第 20 条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者または従業員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくは従業員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

(2) 事業者もしくは従業員が、第 9 条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者もしくは従業員が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 21 条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による第 5 条第 1 項から第 5 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 22 条 (清算)

第 13 条第 1 項第 2 号から第 5 号により本契約が終了した場合において、契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他の事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月 10 日までに清算するものとします。

第六章 その他

第 23 条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第 24 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第 25 条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする事を予め合意します。

第 26 条 (第三者評価の実施状況)

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っていきます。

実施の有無	
実施した直近の年月日	年 月 日
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	